

森林環境譲与税について

◎ 森林環境譲与税とは

森林環境譲与税は、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(以下「法律」という。)に基づき、適切な森林整備を進めるため、国から市町村及び都道府県に譲与されるもので、平成31年度(令和元年度)から譲与が始まりました。

◎ 使途とその公表

森林環境譲与税は、法律でその使途が決まっており、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

さらに、法律第34条第3項の規定により、市町村はインターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

◎ 神流町の使途

使途については、次ページ「森林環境譲与税を活用した事業の実施状況」をご確認ください。

お問合せ先

神流町役場 産業建設課 林業係

電話 050-3665-0342

FAX 0274-57-3399

森林環境譲与税を活用した事業の実施状況

(令和7年度)

神流町では、 令和7年度 に森林環境譲与税を活用し、以下の事業を実施しました。

決算額		31,022 千円
内 訳	森林環境譲与税	30,816 千円
	基金利子及び配当金	0 千円
	基金繰入金	0 千円
	繰越明許(事業費)	0 千円
	その他 ほかの財源	206 千円

実施状況(実績)			事業費 (千円)		事業実績	税導入の効果
	事業名	事業内容		森林環境 譲与税	その他 財源	
1	フォレストベース運営管理委託料	神流町に新たに完成したフォレストベースを拠点として、森林サービス産業・リトリート観光などの企画立案・実施と当該フォレストベース施設の運営、施設管理を委託し、林業や木材の普及活動を行う。	6,493	6,492	1	研修会やイベント等計7回開催し、92名が参加 通常営業日数161日 来場者数3,978名
2	民有林造林事業	間伐を促進するための森林整備事業計画に基づき実施される間伐や獣害防止等に要する経費について補助	17,963	17,962	1	間伐24.62ha、獣害防止13.17haを実施
3	間伐材利用促進奨励事業補助金	間伐材事業実施地から木材市場、木材製造業者へ出荷された間伐材に対して1立方メートルあたり3,000円以内を林業事業体に補助	6,566	6,362	204	出荷間伐材3,043.85m ³
4						
計			31,022	30,816	206	